

佐久市・臼田町・浅科村・望月町合併協議会予算事務要領

(趣旨)

第1条 この要領は、佐久市・臼田町・浅科村・望月町合併協議会規約第15条の規定に基づき、佐久市・臼田町・浅科村・望月町合併協議会（以下「協議会」という。）の予算に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、佐久市、臼田町、浅科村及び望月町の負担金、繰越金及びその他の収入を歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費を歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、協議会の会議を経なければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、協議会に係る既定予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、協議会の会議を経なければならない。

(出納及び現金の保管)

第4条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長が定める銀行その他の金融機関に、これを預け入れなければならない。

(予算の流用及び充用)

第5条 会長は、歳出予算の流用をしたとき、又は予備費の充用をしたときは、直近の協議会の会議に報告しなければならない。

(決算等)

第6条 会長は、毎会計年度終了後2か月以内に協議会の決算を調製し、監事の監査に付した後、協議会の会議の認定を経なければならない。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、協議会の予算に関し必要な事項は、佐久市の例による。

附 則

この要領は、平成15年12月22日から施行する。